

岩手県からの情報提供

令和3年11月

令和4年度以降の計画について

○現在の計画について

現在進めている5ヶ年計画は、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年となっており、今後も継続して減災にかかる取組を推進していく必要があります。

このため、今年度中に次期計画（令和4年度から令和7年度）を策定したいと考えています。

○次期計画の概要

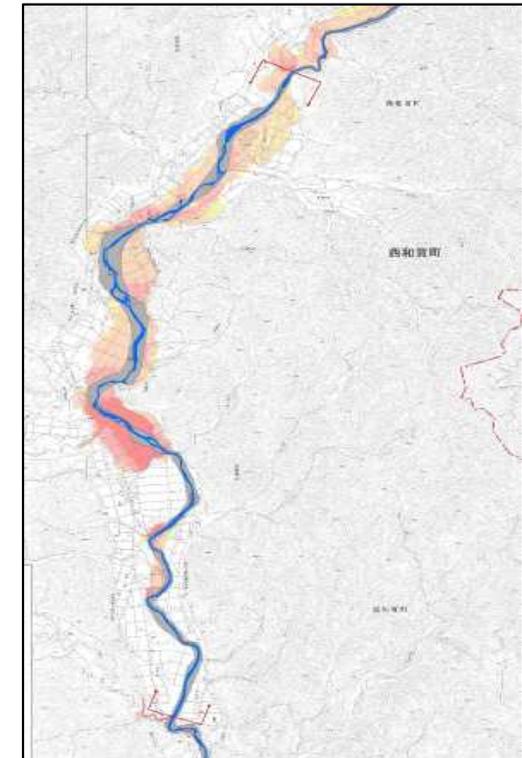
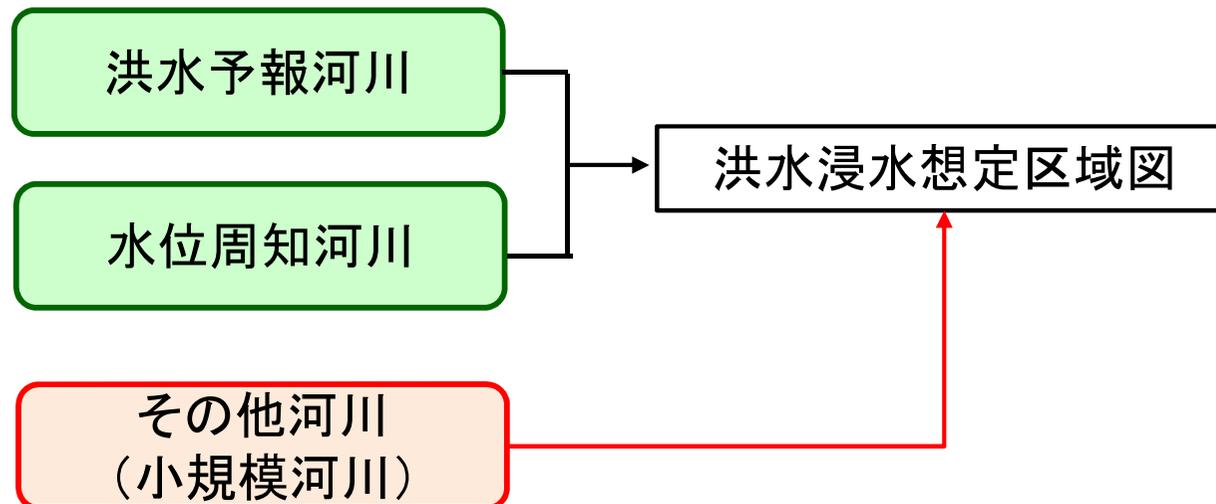
水位周知河川指定、水位計設置、洪水浸水想定区域指定にかかる4ヶ年計画

○今後のスケジュール

年度末の協議会において、取組を決定したいと考えています。

水防法の改正について

- 現在の水防法では、洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域図の作成が義務付けられている。
- しかし、令和元年東日本台風において、**指定義務のない小規模河川において浸水被害が発生。**
- 浸水リスクがあるにも関わらず、ハザードマップに浸水想定区域が示されていない「水害リスク情報の空白域」解消のため、**令和3年7月に改正水防法が施行され、洪水浸水想定区域指定対象が小規模河川まで拡大されることとなった。**



水防法改正について

- 県では、今後小規模河川の洪水浸水想定区域図作成に向けた検討を行う予定です。
- 県で浸水想定区域図を作成後には、各市町村において水位周知河川と同様に、地域防災計画への位置付けや、ハザードマップの作成、要配慮者利用施設においては、避難確保計画の策定と避難訓練の実施が必要です。
- 要配慮者利用施設には、市町村長への訓練報告を義務付け、また市町村からは必要に応じて助言勧告することが可能となりました。

○ 県

- ・ 洪水浸水想定区域図作成

(改正内容)

小規模河川も対象に！

○ 市町村

- ・ 市町村地域防災計画への必要事項の記載
- ・ ハザードマップの作成・配布

○ 要配慮者利用施設

- ・ 避難確保計画の策定
- ・ 避難訓練の実施

(改正内容)

助言・勧告が可能！
訓練の報告義務！